

◆あおばマルシェ出店基準◆

【あおばマルシェ概要】

開催場所：青葉区役所 1階 区民ホール

開催日時：毎月第3木曜日の11:30から15:00

目的：区役所を訪れた方に、“新鮮で美味しく、旬を味わえる”、“生産者の顔が見えて安心”といった地産地消のメリットを体感していただくことで、地産地消を暮らしにとりいれるきっかけとし、区民の皆様の豊かな食生活の向上と都市農業の振興につなげる。また、来場者とのコミュニケーションで、青葉区の魅力の一つである「農」を発信する。

1 出店者

地産地消の推進に資する生産者、団体のうち、次のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 青葉区内の生産者

※都市農業の振興を目的としているため、市民農園、家庭菜園、学校等で栽培し、日常的に販売を行っていない者は除く。

(2) 青葉区内で横浜市産の農畜産物を使用した加工品の製造を行っているもの

(3) 青葉区内で農福連携に取り組んでいる団体

(4) 青葉区内の地産地消サポート店

(5) はまふうどコンシェルジュが所属する団体

2 出品物

(1)、(2)いずれかの出品物を必ず販売すること。(ただし、はまふうどコンシェルジュが所属する団体は、青葉区産の農畜産物及び加工品に限る。)

(1) 青葉区産の農畜産物 ※青葉区産以外の農畜産物の販売は認めない。

(2) 横浜市産の農畜産物を使用した加工品

3 出店要件

(1) 生産者及び生産者団体以外が農畜産物を販売する場合は、生産者の情報(生産者名、生産地等)を掲示して販売すること

(2) 必要に応じて、食品衛生法に基づく申請・届出を行うこと

(3) 行政財産目的外使用許可申請書(更新書)及び減免申請書を提出すること。

(4) 政治・宗教活動を目的とするもの、反社会勢力団体等の出店は認めない。

4 出店者へのお願い

(1) おいしい調理法を伝えるなど、直売の強みをいかして、来場者と積極的なコミュニケーションをお願いします。

(2) 青葉区の地産地消に関する広報やキャンペーンへの協力をお願いします。